

伊賀市国民健康保険運営協議会規則の一部を改正する規則新旧対照表

資料 5

改正後	改正前
<p>○伊賀市国民健康保険運営協議会規則 平成16年11月 1 日規則第139号 改正 平成20年12月 8 日規則第85号 伊賀市国民健康保険運営協議会規則 第1条～第5条（略） （会議の不成立）</p>	<p>○伊賀市国民健康保険運営協議会規則 平成16年11月 1 日規則第139号 改正 平成20年12月 8 日規則第85号 伊賀市国民健康保険運営協議会規則 第1条～第5条（略） （会議の不成立）</p>
<p>第6条 協議会は、条例第2条に掲げる委員の総数の半数以上が出席し、かつ、同条第1号から第3号に定める委員各1人以上が出席しなければ開催することができない。ただし、同条第4号に定める委員については、この限りでない。</p>	<p>第6条 協議会は、条例第2条に掲げる委員の定数の半数以上が出席し、かつ、同条各号に定める委員各1人以上が出席しなければ開催することができない。</p>